

平成27年6月19日
水管理・国土保全局水政課

河川法第4条第1項の一級河川の指定等について

5月28日に開催された第52回社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て、下記のとおり6月22日付で河川法に基づく一級河川の指定等をし、同日付で官報告示を行いますのでお知らせいたします。

記

(1) 今回の一級河川の指定等について（資料参照）

| | | |
|------|-----|--------|
| ①新規 | 3河川 | 3.4km |
| ②変更減 | 1河川 | △0.9km |
| ③廃止 | 1河川 | △0.3km |
| 合計 | 5河川 | 2.2km |

(2) 今回の一級河川の指定等後の状況

| | |
|------|------------|
| 水系数 | 109水系 |
| 河川数 | 14,051河川 |
| 河川延長 | 88,075.5km |

問い合わせ先

| | | |
|-------------------|--------------|---------|
| 国土交通省水管理・国土保全局水政課 | 課長補佐 | 加藤 |
| TEL | 03-5253-8111 | 内線35222 |
| 直通 | 03-5253-8439 | |
| FAX | 03-5253-1601 | |

＜資料＞

| | 水系名 | 河川名 | 都道府県名 (市町村名) | 区分 | 指定等の延長 (km) | | | 指定等の理由 | |
|---|---------------|-----------------------|-----------------|------|--------------|----|---------------|--|----|
| | | | | | 新規 | 変更 | | | 廃止 |
| | | | | | | 増 | 減 | | |
| ① | イシカリガワ 石狩川 | ミナミキユウゴウガワ 南九号川 | 北海道 (長沼町) | 変更 | | | (6.4) △0.9 | 舞鶴遊水地の完成に伴い嶮淵川（けぬふちがわ）の河川区域指定（3号地）を行うが、舞鶴遊水地内にある南九号川上流部が当該河川区域に取り込まれることになるため、上流端の変更を行うもの。 | |
| ② | ヨドガワ 淀川 | オオトガワ 大戸川 | 三重県 (伊賀市) | 廃止 | | | (0.0) △0.3 | 小田遊水地の完成に伴い木津川の河川区域指定（3号地）を行うが、小田遊水地内にある大戸川が当該河川区域に取り込まれることになるため、一級河川指定の廃止を行う。 | |
| ③ | ヒイカワ 斐伊川 | ムコウジマガワ 向島川 | 島根県 (松江市) | 新規指定 | (0.2) 0.2 | | | 昭和47年7月や平成18年7月の豪雨等により、松江市街地橋北地区において甚大な被害を受けたことから、向島川の護岸改修、河床掘削を行うため、一級河川に指定するもの。 | |
| ④ | ヤベガワ 矢部川 | オオグラタニガワ 大倉谷川 | 福岡県 (八女市) | 新規指定 | (1.9) 1.9 | | | 平成24年7月の九州北部豪雨により、矢部川及び白木川の水位が上昇し、大倉谷川へ逆流した結果、浸水被害が発生したため、大倉谷川の氾濫対策として、水門、ポンプ及び放水路を整備するため、一級河川に指定するもの。 | |
| ⑤ | チクゴガワ 筑後川 | サンゲンガワハウスイロ 三間川放水路 | 佐賀県 (佐賀市) | 新規指定 | (1.3) 1.3 | | | 平成2年7月の洪水により、佐賀江川流域において甚大な被害を受けたことから、一級河川三間川の河川改修事業により三間川放水路の整備が行われてきたが、平成27年3月に完成したため、同放水路を一級河川として指定するもの。 | |

(注) () 書は、今回の指定変更後の延長 (km) である。